平成２２年（フ）第５９号
徳島市伊月町６丁目５番地―403号
債務者　髙橋　一利
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
徳島県阿波市阿波町岩津112番地
債務者　岩本　洪僖
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７号
徳島県阿波市土成町郡236番地
債務者　三原　伴育
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８号
徳島県阿波市土成町郡236番地
債務者　三原　里奈
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７号
徳島県小松島市中田町字奥林42番地の２濱口コーポ302号室
債務者　佐川　剛英
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０号
徳島県名西郡石井町石井字石井2502番地19
債務者　佐川　和広
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６号
徳島市西新浜町１丁目５番38―406号
債務者　中込　弘兆
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５号
徳島県小松島市日開野町字川田18番地の４
債務者　須崎富士夫
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１６号
徳島県板野郡上板町七條字横道ノ下54番地４
債務者　髙志　彰啓
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２２号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字青木10番地12―１号
債務者　神園　晃生
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５号
徳島市川内町榎瀬627番地の１
債務者　新田　孝徳
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３６号
徳島市川内町榎瀬627番地の１
債務者　新田　隆子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８９号
徳島県板野郡藍住町東中富字直道傍示67番地８
債務者　冨長　和仁
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９３号
徳島市新浜町１丁目５番１―183号
債務者　髙橋　紘司
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５５号
愛媛県松山市勝岡町123番地２　ティアレ201号
債務者　新田　　崇
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７１号
愛媛県上浮穴郡久万高原町笠方2932番地
債務者　峯本　咲子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２５７号
高知市万々485番地
債務者　奥谷　英喜
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７６号
高知市横浜新町１丁目302番地　市住93号
債務者　安田　正男
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
高知地方裁判所破産係